

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明)



●本内容はご加入にあたり重要な情報ですので、学生の皆様に十分なご説明をしていただいた上で手続きくださるようお願いいたします。
ご説明に当たっては、「ごあんい(募集用チラシ)」、あるいは本協会のHP (<http://www.jees.or.jp/>) をご活用ください。

下記は学研災と付帯賠償の重要事項説明書です。「付帯学総」「インバウンド付帯学総」「付帯海学」については、実際に配布する募集パンフレットに記載しておりますので、ご参照ください。

契約概要・注意喚起情報のご説明

●本説明書はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、引受保険会社が、契約者である(公財)日本国際教育支援協会と取り交わした保険約款等によりますが、ご不明点等についてはパンフレット等記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください。
なお、主な保険約款等については同協会ホームページ (<http://www.jees.or.jp/gakkensai/yakkan.htm>) または引受保険会社ホームページ (<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>) にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なったり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。詳しくはパン

フレット記載のお問い合わせ先まで問い合わせてください)。

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、学生の皆様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方)となります場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

(注) 各パンフレット、加入者のしおり、加入者証等、加入内容が分かるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組み、引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方)をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。

この保険は、ご加入者が団体の構成員であることを加入条件としています。

この保険の名称、契約者となる同協会やご加入いただく被保険者の範囲等については、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただくことがあります。

(2) 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払する主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険でのご引受条件(保険金額等)はあらかじめ定められたご契約タイプまたはコースの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプまたはコースについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

2. 保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプまたはコース等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

○この保険金には満期返れい金・契約者配当金はありません。

○ご契約を解約される場合は、大学等までご連絡ください(包括契約に関する特約をセットした契約については、ご契約者より必要な手続きをとっていただきます。)

なお、解約された場合、契約内容や解約の条件により、未経過期間に相当する保険料を解約返れい金としてお支払いできる場合があります。
(この内容は、注意喚起情報にも該当します。)

注意喚起情報のご説明

1. 補償の重複に関するご注意

○賠償責任を補償する特約等をご契約される場合で、被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約(他の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

○補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください(1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください)。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項)

○保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。

○このためご加入時には、告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます)。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。

○もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます。)は、以下の取扱いとなります。

・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日(*1)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日(*1)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

(*1) ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

○ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金お支払いの対象となります。

○なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。

○加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

○通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または引受保険会社に連絡していただく義務)や各種手続等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないことや削減されること等があります。

○ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3) 次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

3. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険

期間の開始時から始まります。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

パンフレット等をご確認ください。

5. 個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公財)日本国際教育支援協会は、引受保険会社と本契約に関する、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページおよび他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●東京海上日動

www.tokiomarine-nichido.co.jp

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

6. 引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合は、保険種類によっては、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等是一定期間凍結された後、補償が得られます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合については、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合
学生教育研究災害傷害保険 (保険期間1年以内)	80% (破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)
学研災付帯賠償責任保険(注)	90% (5年超の契約の場合、引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は90%を下まわります。)

(注) 学研災付帯賠償責任保険について上記補償の対象となるのは、ご契約者が個人または小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人もしくは外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。))をいいます。またはマンション管理組合の場合に限ります(ただし、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。)

7. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
 - 多くの場合、返れい金は払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、全くないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
 - 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお受けする場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の開始期前に被ったケガまたは病気・症状に対しては、保険金が支払われない場合があります。
 - 現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えで新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険期間の初日と支払責任の開始日が異なる場合があります。
(例えば、乗換えで新たにご加入の保険契約が「がん保険(1年契約用)」である場合、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

8. 被保険者からのお申出による解約

被保険者からのお申出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

9. 賠償責任保険金等のお支払いについて

- 被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。
- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10. その他契約締結に関するご注意事項

引受保険会社代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽ ADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

 **0570-022808 <通話料有料>**

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険金のご請求・お支払いについて

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2) 保険金請求書類

保険金のご請求に当たっては、約款に定める書類の他、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算

出するための書類または証拠

・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(3) 代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がいない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

2. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、下記等をご確認ください。

3. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時に、ご契約者・被保険者または保険金受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
 - ・死亡保険金受取人を指定する場合において、その被保険者の同意を得なかったとき(その被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者・被保険者または保険金受取人が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者・被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者または保険金受取人に詐欺の行為があった場合 等

4. その他契約締結に関するご注意事項

留学等をされる場合で、被保険者証とは別に付保証明書の発行を必要とされる場合には、代理店または引受保険会社までお申し出ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談
東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6番地4

☎03-3515-4133

事故のご連絡・ご相談
パンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

このパンフレットは、大学等向けに「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険)」、「学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険・子ども総合補償)」、「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」および「学研災付帯海外留学保険(海外旅行保険)」の概要をご紹介します。ご加入に当たっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳しくは、各保険の約款等によりありますが、その他詳細については、各学校にお配りしている「学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険の解説」等をご覧いただくか、本協会学生支援部 学生保険課にご照会ください。お申込みになる方と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(保険の対象となる方)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険は、(公財)日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理、代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

あいおいニッセイ同和損保 損保ジャパン
東京海上日動(幹事保険会社) 三井住友海上

(注) なお、引受割合については同協会にご確認ください。

(注) 学研災付帯賠償責任保険Lコース(法科大学院学生教育研究賠償責任保険)は、(公財)日本国際教育支援協会が保険契約者となり、東京海上日動との間で一括契約されたものです。

(注) 学研災付帯学生生活総合保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険、学研災付帯海外留学保険は、ご契約が共同保険である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また幹事保険会社が他の引受保険会社の代理、代行を行います。共同保険であるか否かおよび引受保険会社については、各学校にお配りしているパンフレット等を参照ください。

ご加入内容確認事項（意向確認書）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品が学生の皆様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいませようお願いします。

学生教育研究災害傷害保険

学研災

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることを「ごあんない」および「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金のお支払事由（学生教育研究災害傷害保険、通学中等傷害危険担保特約、接触感染予防保険金支払特約を含みます）、お支払いする保険金

☐ 保険金額（支払限度額）

☐ 保険期間（保険のご契約期間）

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方

2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等学生の皆様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意（※1）」が記載されていますので必ずご確認ください。

（※1）例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

学研災付帯賠償責任保険

付帯賠償

1. 保険商品が以下の点で学生の皆様のご希望に合致した内容となっていることを「ごあんない」および「ごあんない」に記載されている重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金のお支払事由、お支払する保険金

☐ 保険金額（支払限度額）

☐ 保険期間（保険のご契約期間）

☐ 保険料

2. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」など学生の皆様にとって不利益となる情報や、「変更事項の通知等」、「補償の重複に関するご注意（※2）」が記載されていますので必ずご確認ください。

（※2）例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

学研災付帯学生生活総合保険

付帯学総

外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

インバウンド

学研災付帯海外留学保険

付帯海学

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合

☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）

☐ 保険期間

☐ 保険料・保険料払込方法

☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。
万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までご連絡ください。

☐ 加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？

☐ お子様（被保険者一保険の対象となる方）がアルバイト等に継続的に従事される場合は、下記「職種級別Bに該当する方」に該当しないことをご確認ください。（学研災付帯学生生活総合保険・外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険）

なお、「職種級別Bに該当する方」に該当した場合は保険料が異なりますので、必ずお問い合わせ先までご連絡ください。（ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。）

（注）各区分（職種級別AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。
○職種級別Aに該当する方：下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方：アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方

「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

●「海外旅行中にお仕事に従事される方のみ」ご確認ください（学研災付帯海外留学保険）。

○申込書等の「海外旅行中に従事する職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？

●「旅行中に下記の運動等を行う場合のみ」ご確認ください（学研災付帯海外留学保険）。

○下記の運動等を行うことについて、代理店または弊社にお申し出いただきましたか？

下記の運動等を行っている間の事故は、保険金お支払いの対象外となります（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただくことにより、対象とすることができます。）

- 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- リュージュ、ボブスレー、スケルトン
- 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）操縦（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）
- スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- 自動車等の乗用具による競技・試運転等
- その他これらに類する危険な運動

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意（注）」が記載されていますので必ずご確認ください。

（注）例えば、賠償責任を補償する特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし、同協会の賛助会員校に在籍する学生を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方）とする団体契約・包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として同協会が有します。
ご加入いただける被保険者の範囲等については、パンフレット等をご参照ください。